

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会（第3回）  
議事要旨

1 日時

令和2年11月9日（金）午後2時から同5時まで

2 場所

法務省第1会議室（20階）

3 出席者（構成員は五十音順・敬称略）

太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）

栗原 一二三（犯罪被害者御遺族）

齋藤 実（獨協大学法学部特任教授・弁護士）

椎橋 隆幸（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長）

鈴木 共子（特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事）

藤野 京子（早稲田大学文学学術院教授）

事務局職員（法務省矯正局成人矯正課長ほか8名）

オブザーバー（法務省矯正局少年矯正課職員1名，法務省保護局職員1名）

4 要旨

(1) 開会の挨拶

(2) 事務局による説明

事務局から，刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実化に向けた対応策，刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）標準プログラム改訂骨子案（第2案）及び視聴覚教材案（第2案）について説明した。

(3) 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実化に向けた対応策について

構成員から以下の質問・意見があった。

- ・ 全国被害者支援ネットワークにおいて，各都道府県の被害者支援センターの情報は把握しているので，刑事施設において，職員研修を実施するに当たり，適切な講師の紹介等，必要な協力をすることは可能である

と思われる。

- ・ 各都道府県弁護士会に所属する弁護士がゲストスピーカー等として協力することは十分可能と思われるので、相談いただきたい。
- ・ 遺族が直接受刑者と対じすることはエネルギーがいることであり、非常にハードルが高いことを理解してほしい。被害者の援助を専門とする方がいると、遺族としては非常に心強い。
- ・ 構成員からの意見を踏まえた対応を行うとなると、矯正としてやるべきことが増えていくと思われるが、人員や予算を増やさなければいけないといった覚悟を持ってやっていくことを考えているのか。
- ・ 矯正プログラムに関しては分からない部分も多いものの、被害者の立場として検討会の場に立ち会うことの意味は大きいと考えている。
- ・ 受刑者からの情報と刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（以下「心情等聴取伝達制度」という。）だけで被害者の置かれた状況を把握するという受け身の姿勢では心もとなく、矯正のほうからのアウトリーチ、被害者の状況を確認できるすべが必要ではないか。
- ・ 被害者等の情報がほとんど得られない受刑者や全くない受刑者に対する指導内容についても考える必要があるのではないか。
- ・ 被害者の心情等を聴取した後の被害者のケアについても、ある程度責任を持たなければいけないのではないか。
- ・ 被害者からの心情等を処遇に生かすだけではなく、被害者の安全や安心が確保できるための措置がとれるような工夫が必要である。また、そのことを被害者に告知するということも併せてやったほうが良いのではないか。
- ・ 加害者が有期刑で、間もなく出所するようなケースでは、遺族は加害者からの報復などの恐怖におびえることになるので、そのような部分のケアをしていただかないと、心情等聴取伝達制度が導入されても生きてこないのではないか。
- ・ （心情等聴取伝達制度が導入された場合における、被害者の氏名の取扱いについて）被害者の思いを伝える場ができるという点では、非常に心強く、期待しているものの、事件の数だけ被害者、加害者がいるため、慎重に運用していく必要があるのではないか。

構成員の質問に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

### 検討会での意見を踏まえた今後の対応

- ・ 今、犯罪被害者等基本計画の見直しがされており、来年度から5箇年計画で新たな計画が立てられることから、今後、犯罪被害者等基本計画のフォローアップという形で、矯正として取り組んだこととお示しさせていただきたい。
- ・ 新しい制度を始める機会を捉え、業務量やそれに伴う人的体制の整備に関する要求をしっかりと行うとともに、R4にも人的体制を振り向けるようにして滞りなく取り組んでいきたい。

### 被害者の置かれている状況等の把握

まずは既存の枠組みを活用しつつも、それでできないところがあれば、関係部局と協議を行うなどして検討していきたい。

#### (4) R4標準プログラム改訂骨子案（第2案）及び視聴覚教材案（第2案）について

構成員から以下の質問・意見等があった。

- ・ オリエンテーションプログラムにおいては、被害者の実情を理解させることや事件を振り返らせることだけでなく、受刑者自身の心の持ちようや共感性など、ベースとなる力を高めさせることをもう少し入れたほうが良いのではないか。
- ・ オリエンテーションプログラムにおいては、被害者がどういう状況にあるのかということを理解させることが必要であり、被害者にどのように償いをしていくのかというのは次のステップであると思われる。
- ・ ナラティブVの事例は、早い段階で償いについて取り上げており、オリエンテーションプログラムを受講する受刑者には荷が重いように思われる。このため、オリエンテーションプログラムでは、従前のナラティブも活用するなどして、被害者の実情やつらい状況がよく分かるような事例を視聴させる方が良いのではないか。
- ・ オリエンテーションプログラムでは、受講者が受刑期間中に何をしていかなければいけないかというガイドラインのようなものを実施するのが良いのではないか。
- ・ 遺族としては、遺族になった瞬間から決して気持ちが落ち着くことはなく、毎日苦しい思いを抱いて日々を送っているのに、受刑者の気持ちを整理する時間が云々というようなことを言われると、受刑者はやはり守られているのではないかと思ってしまう。

- ・ 被害者としては、まず受刑者自身に、自分がどのような罪を犯したのかをはっきり認識させてから矯正教育のプログラムを実施してほしい。
- ・ 厳しい現実を突きつけた時に、それを受け入れられる自我の強さがないと、「被害者が悪い」、「自分は悪くない」というような防御機制が働いてしまい、それ以上の反省が導かれなくなってしまうため、自分が犯した罪を理解するための「地固め」をする必要があるのではないか。
- ・ 心情等聴取伝達制度が導入された場合、非常に厳しい心情等が伝達されるケースもあり得る。プログラムを通じて、ステップを踏んで一番良いタイミングで被害の全体像や被害者の苦しみを理解させることは分かるが、その前に被害者の心情等が伝達される可能性もあるので、それを踏まえてオリエンテーションプログラムやコアプログラムの進め方等を検討する必要がある。
- ・ コアプログラムが終了してから半年後に実施した1回目のフォローアッププログラムにおいて、被害者に対して何かしたいと考えているような場合であれば、2回目のフォローアッププログラムをもう少し早くやったほうが良いのではないか。
- ・ 指導に当たっては、償いの方法について具体的なものを示すのではなく、何ができるかについて自分で考えさせることを基本としているのか。
- ・ 仮釈放の申出前に、被害者への具体的な対応について意識させるような働き掛けが必要ではないか。

構成員の質問・意見等に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

#### 共感性等を高めるプログラムの実施

- ・ 刑期の長い受刑者に対しては、オリエンテーションプログラムの単元数を増やすなどして共感性を高める内容を実施することも考えられる。
- ・ 受刑生活の心構えや考え方の癖を理解させることなどを目的とした一般改善指導「スタートアップ・プログラム」を併せて活用することも考えられる。

#### 事件の直面化に向けた指導

事件の直面化はオリエンテーションプログラムではなく、基本的にコアプログラムで行い、コアプログラムのみでは不十分な場合はフォローアッププログラムで行うことを考えている。また、コアプログラム実施

前に、心情等聴取伝達制度により被害者の心情等に直面することとなる受刑者については、メンテナンスプログラムで対応することを考えている。

#### 償いに関する指導

知的能力に制約がない者に対しては、具体的な例を提示しながらも、自分に何ができるのかを自分で考えさせる必要があると考えている。また、知的能力に制約がある者に対しては、どのような働き掛けが効果的であるか、実践と知見を積み重ねていきたい。

#### 視聴覚教材の活用

- ・ オリエンテーションプログラムの指導項目（被害者の実情理解）の指導内容の記載について、ナラティブVに限定せず、被害者の実情理解に資するその他の視聴覚教材も使用できるような記載に改める。
- ・ 各刑事施設が使用している視聴覚教材の活用に加え、全国被害者支援ネットワークの御協力をいただき、被害者の方の講話の映像を録画させていただくことなどが可能であれば、様々なケースの被害者の方の実情理解のための講話を各刑事施設に共有することが可能となり、受講者に応じた適切な教材が選択できるのではないかと考えている。

#### (5) まとめ

各資料の文言等、詳細は引き続き事務的に調整していくものの、大まかな内容・方向性としては、本日の検討会における配布資料の内容に沿ってR4の充実化に対応していくこと、標準プログラムの改訂及び視聴覚教材の作成を進めていくことについて、構成員から了承を得た。

#### (6) 閉会の挨拶